

# ○舟形町農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例施行規則

平成18年12月25日

規則第23号

舟形町農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成2年6月規則第16号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、舟形町農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する条例（平成2年12月条例第15号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

（使用期間及び使用時間）

第2条 舟形町農林漁業者トレーニングセンター（以下「トレーニングセンター」という。）の使用期間及び使用時間は、次のとおりとする。ただし、町長が必要と認めるときは、これを変更することができる。

- (1) 使用期間は4月1日から11月30日までとする。
- (2) 使用時間は午前8時30分から午後9時までとする。

（使用許可の申請）

第3条 条例第4条第1項の規定により、トレーニングセンターの使用許可を受けようとする者は、トレーニングセンター使用申請書（様式第1号）を使用する3日前までに提出しなければならない。ただし、特別な事情がある場合は、この限りでない。

（使用の許可）

第4条 町長は、トレーニングセンターの使用を許可するときは、使用日の前日までにトレーニングセンター使用許可書（様式第1号）を交付する。

（許可の変更、又は取消し）

第5条 前条の規定により、トレーニングセンターの使用許可を受けた者が許可を受けた事項の一部を変更し、又は使用を取消すときは、使用前に遅滞なく届け出て、承認を得なければならない。

（遵守事項）

第6条 トレーニングセンターを使用する者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用を許可されていない施設、設備等を使用しないこと。
- (2) 所定の場所以外において火気を使用しないこと。
- (3) その他、管理上支障ある行為をしないこと。

(損傷等の届出)

第7条 使用者は、次の各号の一に該当する場合は、直ちに届け出なければならない。

- (1) 施設、設備等を汚損、き損又は滅失したとき。
- (2) 使用者及び入館者に事故があったとき。

(使用後の点検)

第8条 使用者は、トレーニングセンターの使用を終えたときは、使用した設備等の整理、室内の清掃及び火気取締り等を行い、係員に届け点検を受けなければならない。

(補則)

第9条 この規則に定めるほか、トレーニングセンターの管理運営に関し必要な事項は、町長が別に定めることができる。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成23年7月1日規則第7号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

(読み替え)

- 2 条例第3条第2項の規定により指定管理者による管理を行うときは、第4条中「町長」とあるのは「指定管理者」と、様式第1号の規定中「舟形町長」とあるのは「指定管理者」と読み替える。

附 則（令和4年3月30日規則第7号）

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の様式による用紙で、現に残存するものは、当分の間、所要の修正を加え、なお使用することができる。

様式第1号

トレーニングセンター使用申請書

年 月 日

舟形町長

申請者 住所

氏名(代表者)

電話番号( ) —

下記の通り使用の許可を受けたいので、舟形町農林漁業者トレーニングセンターの設置及び管理に関する  
条例施行規則第3条の規定により申請いたします。

使用日時	年 月 日( ) 午前・午後 時 分から 年 月 日( ) 午前・午後 時 分まで				
使用目的 (行事等)	飲酒の有無(有・無)				
使用予定 人員	男子	人	女子	人	計 人
人数内訳	【団体利用】 町内 ・ 町外		【個人利用】 町内 ・ 町外		
	高校生以下	一般	高校生以下	一般	
	人	人	人	人	人
光熱使用	照明使用	有 無 ( 時間)	暖房使用	有 無	: ~ :
使用料	使用料	照明使用料	暖房使用料	その他使用料	合計
	円	円	円	円	円
使用器具等					
備考					
使用責任者	住所 氏名 電話番号( ) —				

トレーニングセンター使用許可書

年 月 日

様

舟形町長

印

年 月 日付けで申請ありました舟形町農林漁業者トレーニングセンターの使用については、  
申請のとおり許可します。

様式第1号

様式第2号 削除